

国総収第34号の144
令和元年9月18日

申立人

遠藤 保男 殿

国土交通大臣 赤羽 一嘉



決定書の送付について

令和元年8月9日付けで貴殿が提起した執行停止の申立てについて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第7項の規定に基づき、決定を行ったので決定書を送付する。

決 定 書

申立人

神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28

遠藤 保男

上記申立人から令和元年8月9日付けでなされた執行停止の申立て（以下「本件申立て」という。）について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第7項の規定に基づき、次のとおり決定する。

なお、この決定の取消しを求める訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として提起することができる。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができない。

主 文

執行停止をしない。

事 実

申立人は、長崎県及び佐世保市が起業者である二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関し、長崎県収用委員会がした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）の取消しを求めて令和元年7月3日付けで別途審査請求をし、令和元年8月9日付けで本件申立てをした。

理 由

本件申立てについて判断するに、本件裁決のうち、土地収用法（昭和26年法律第219号）第48条の規定による権利取得裁決については、当該裁決に定められた時期において土地に関する権利が変動するという観念的な効力を有するに過ぎず、権利取得裁決により回復困難な重大な損害が生ずるとは認められず、その執行停止をする必要があるとは認められない。

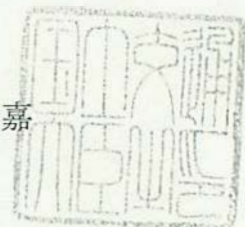
また、本件裁決のうち、同法第49条の規定による明渡裁決については、その相手方に対し、裁決に定められた時期までに裁決の対象たる物件の移転義務等を課すのみであり、それ自体として執行力を有するものではなく、その執行は、当該裁決の存在を前提として行われる同法第102条の2の規定に基づく代行又は代執行によってなされるものであることから、明渡裁決により回復困難な重大な損害が生ずるとは認められず、その執行停止をする必要があるとは認められない。

したがって、本件裁決の執行停止を求める本件申立てには理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

令和元年9月18日

国土交通大臣 赤羽 一嘉



本書は決定書の謄本である。

令和元年9月18日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

